

資料 1 生活環境の現況

1 大気

本市では、大気汚染の状況を常時監視し把握するため、柏原総合庁舎に県の一般環境大気監視測定局が設置されています。柏原総合庁舎では、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質を測定しています。また、平成 25 年には微小粒子状物質の監視装置が設置されました。

平成 19 年度から平成 26 年度までの測定結果の内容を以下に示します。

●大気測定結果の内容●

| 項目 | 測定結果の内容 |
|--------------------------|---|
| 二酸化硫黄※ ¹⁾ | いずれの年度も環境基準を達成しており、年平均値は 0.001～0.002ppm であり、低濃度で横ばいに推移している。 |
| 二酸化窒素※ ²⁾ | いずれの年度も環境基準を達成しており、年平均値は 0.004～0.005ppm であり、低濃度で横ばいに推移している。 |
| 浮遊粒子状物質※ ³⁾ | いずれの年度も環境基準を達成しており、年平均値は、0.018～0.026mg/m ³ の範囲で推移している。 |
| 光化学オキシダント※ ⁴⁾ | いずれの年度も環境基準を達成していないが、昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日は、平成 19～26 年度の間ではみられなかった。年平均値は、0.024～0.034ppm の範囲にあり、横ばいに推移している。 |
| 微小粒子状物質※ ⁵⁾ | 平成 25 年度は有効測定日数に達していないが、いずれの年度も環境基準を達成している。 |

※¹⁾ 硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油等を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に害を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について K 値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）や総量規制などを実施している。

※²⁾ 物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素が発生し、これはまた、酸化されて安定な二酸化窒素となり大気中に放出される。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。また、窒素酸化物は、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法などにより対策が進められている。

※³⁾ 大気中の粒子状物質のうち、粒径 10μm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一時粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応などにより粒子化する「二次生成粒子」とに分類される。

※⁴⁾ 工場、事業場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一時汚染が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは、強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物などへも影響を与える。大気中のオキシダント濃度が 0.12ppm を超えると、目やのどを刺激して涙やくしゃみを誘発する。県では、オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上に達する恐れのあるとき、光化学スモッグの予報を発令し、オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上になり、継続すると認められたとき注意報等の発令を行っている。

※⁵⁾ 大気中に浮遊している 2.5μm（1μm は 1mm の 1000 分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm 以下の粒子）よりも小さな粒子である。PM_{2.5} は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

●二酸化硫黄の年間測定結果●

| 項目 年度 | 年平均値 | 1時間値が 0.10ppmを 超えた時間数 | 日平均値が 0.04ppm を超えた日 数 | 1時間値 の最高値 | 日平均 値の 2%除外 値 | 日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2 日以上連続し たことの有無 | 環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppm を超えた日 数 |
|----------|-------|-----------------------------|--------------------------------|--------------|------------------------|---|---|
| | (ppm) | (時間) | (日) | (ppm) | (ppm) | (有:×・無:○) | (日) |
| 平成 19 年度 | 0.002 | 0 | 0 | 0.009 | 0.004 | ○ | 0 |
| 平成 20 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.009 | 0.002 | ○ | 0 |
| 平成 21 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.010 | 0.003 | ○ | 0 |
| 平成 22 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.008 | 0.002 | ○ | 0 |
| 平成 23 年度 | 0.002 | 0 | 0 | 0.009 | 0.003 | ○ | 0 |
| 平成 24 年度 | 0.002 | 0 | 0 | 0.010 | 0.003 | ○ | 0 |
| 平成 25 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.019 | 0.003 | ○ | 0 |
| 平成 26 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.010 | 0.003 | ○ | 0 |
| 平成 27 年度 | 0.001 | 0 | 0 | 0.009 | 0.002 | ○ | 0 |

出典：兵庫県HP「ひょうごの環境」

注）環境基準の長期評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適用とする。

●二酸化窒素の年間測定結果●

| 項目 年度 | 年平均値 | 1時間値 の最高値 | 日平均値の 年間98%値 | 98%値評価による日平 均値が0.06ppmを超え た日数 |
|----------|-------|--------------|-----------------|-------------------------------------|
| | (ppm) | (ppm) | (ppm) | (日) |
| 平成 19 年度 | 0.005 | 0.043 | 0.016 | 0 |
| 平成 20 年度 | 0.005 | 0.034 | 0.012 | 0 |
| 平成 21 年度 | 0.004 | 0.026 | 0.011 | 0 |
| 平成 22 年度 | 0.004 | 0.026 | 0.011 | 0 |
| 平成 23 年度 | 0.004 | 0.028 | 0.010 | 0 |
| 平成 24 年度 | 0.004 | 0.031 | 0.010 | 0 |
| 平成 25 年度 | 0.004 | 0.033 | 0.011 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0.004 | 0.022 | 0.010 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0.004 | 0.025 | 0.010 | 0 |

出典：兵庫県HP「ひょうごの環境」

注）「日平均値の年間98%値」とは、年間にわたる日平均値のうち低い方から98%目にくる数値を示す。

●浮遊粒子状物質の年間測定結果●

| 項目 年度 | 年平均値 | 1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 | 日平均値が 0.10mg/m ³ を超え た日数 | 1時間値 の最高値 | 日平均値 の2%除 外値 | 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続したこ との有無 | 環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 |
|----------|----------------------|--|---|----------------------|----------------------|--|---|
| | (mg/m ³) | (時間) | (日) | (mg/m ³) | (mg/m ³) | (有:X・無:O) | (日) |
| 平成 19 年度 | 0.022 | 4 | 1 | 0.238 | 0.057 | ○ | 0 |
| 平成 20 年度 | 0.019 | 0 | 0 | 0.098 | 0.041 | ○ | 0 |
| 平成 21 年度 | 0.019 | 6 | 1 | 0.494 | 0.037 | ○ | 0 |
| 平成 22 年度 | 0.021 | 0 | 0 | 0.144 | 0.046 | ○ | 0 |
| 平成 23 年度 | 0.023 | 0 | 1 | 0.159 | 0.041 | ○ | 0 |
| 平成 24 年度 | 0.023 | 0 | 0 | 0.179 | 0.051 | ○ | 0 |
| 平成 25 年度 | 0.025 | 0 | 0 | 0.107 | 0.051 | ○ | 0 |
| 平成 26 年度 | 0.026 | 0 | 0 | 0.194 | 0.052 | ○ | 0 |
| 平成 27 年度 | 0.018 | 0 | 0 | 0.073 | 0.043 | ○ | 0 |

出典：兵庫県 HP「ひょうごの環境」

注)

1. 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
2. 短期的評価における環境基準の達成とは、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」をいう。
3. 「1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数」の欄、または、「日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が非達成の日があったことを示す。

●微小粒子状物質の年間測定結果●

| 項目 年度 | 日平均値の年間98%値 | 年平均値 |
|----------|----------------------|----------------------|
| | (μg/m ³) | (μg/m ³) |
| 平成 25 年度 | (33.1) | (11.2) |
| 平成 26 年度 | 33.5 | 11.5 |
| 平成 27 年度 | 27.6 | 10.0 |

出典：兵庫県 HP「ひょうごの環境」

備考

1. 環境基準の達成とは、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。
2. ()は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

●光化学オキシダントの年間測定結果●

| 項目 年度 | 昼間の1 時間値の 年平均値 | 昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数及び日数 | | 昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 時間数及び日数 | | 昼間の1時間値の 最高値 |
|----------|----------------------|------------------------------------|------|-----------------------------------|------|-----------------|
| | (ppm) | (日) | (時間) | (日) | (時間) | (ppm) |
| 平成19年度 | 0.024 | 11 | 43 | 0 | 0 | 0.073 |
| 平成20年度 | 0.034 | 83 | 536 | 0 | 0 | 0.111 |
| 平成21年度 | 0.031 | 66 | 402 | 0 | 0 | 0.115 |
| 平成22年度 | 0.033 | 65 | 351 | 0 | 0 | 0.109 |
| 平成23年度 | 0.030 | 57 | 282 | 0 | 0 | 0.096 |
| 平成24年度 | 0.031 | 56 | 280 | 0 | 0 | 0.101 |
| 平成25年度 | 0.031 | 59 | 295 | 0 | 0 | 0.103 |
| 平成26年度 | 0.027 | 52 | 335 | 0 | 0 | 0.107 |
| 平成27年度 | 0.034 | 76 | 447 | 2 | 2 | 0.121 |

出典：兵庫県HP「ひょうごの環境」

大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年5月環境庁告示第25号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月改正、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月追加、ジクロロメタンについては平成13年4月追加)

●大気の汚染に係る環境基準●

| 物質 | 環境上の条件(設定年月日など) |
|-----------|---|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16 告示) |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8 告示) |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示) |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示) |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。(S.48.5.8 告示) |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

●有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準●

| 物質 | 環境上の条件(設定年月日など) |
|------------|---|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示) |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示) |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示) |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示) |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

●微小粒子状物質に係る環境基準●

| 物質 | 環境上の条件 |
|---------|---|
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示) |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 水質

本市を流れる河川は、西部に加古川（佐治川）、東部に竹田川があり、水質調査は加古川（佐治川）の井原橋、芦田橋、錦橋、山崎橋及び竹田川の広田橋で行われています。水質調査地点の水域類型は、井原橋、芦田橋、錦橋ではAに指定されています。広田橋では水域類型が指定されていません。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）についてみると、各地点いずれの年度も環境基準を達成しています。

●水質調査結果●

| 地点 | 年度 | 項目 | pH | DO ^{*1)} | BOD ^{*2)} | | SS ^{*3)} | 大腸菌群数 |
|--------------|----------|---------|--------|-------------------|---------------------|----|-------------------|--------|
| | | 最小～最大 | 平均 | 日間平均値 | | 平均 | 平均 | |
| | | — | (mg/l) | 平均 | 75%値 ^{*4)} | | | (mg/l) |
| 井原橋 (加古川) | 平成 19 年度 | 6.6～7.2 | 8.8 | 0.8 | 0.8 | 4 | 6.8×10^3 | |
| | 平成 20 年度 | 6.9～7.2 | 8.9 | 0.9 | 1.0 | 3 | 9.8×10^3 | |
| | 平成 21 年度 | 5.8～7.1 | 8.9 | 1.0 | 1.2 | 2 | 1.1×10^4 | |
| | 平成 22 年度 | 6.2～7.3 | 9.2 | 0.9 | 0.9 | 3 | 5.4×10^3 | |
| | 平成 23 年度 | 6.4～7.5 | 9.3 | 1.2 | 1.8 | 4 | 6.5×10^3 | |
| | 平成 24 年度 | 6.8～7.7 | 9.0 | 1.1 | 1.2 | 5 | 8.4×10^3 | |
| | 平成 25 年度 | 6.0～7.6 | 8.3 | 1.3 | 0.7 | 4 | 2.2×10^3 | |
| | 平成 26 年度 | 6.6～7.5 | 9.2 | 0.7 | 0.6 | 6 | 7.6×10^3 | |
| | 平成 27 年度 | 7.0～7.8 | 8.9 | 0.6 | 0.5 | 4 | 1.4×10^4 | |
| 広田橋 (竹田川) | 平成 19 年度 | 7.0～7.2 | 10.0 | 0.6 | 0.7 | 5 | 5.5×10^3 | |
| | 平成 20 年度 | 7.0～7.2 | 10.0 | 0.7 | 0.8 | 3 | 7.0×10^3 | |
| | 平成 21 年度 | 7.0～7.1 | 9.8 | 0.9 | 0.9 | 2 | 6.7×10^3 | |
| | 平成 22 年度 | 6.2～8.5 | 10.0 | 0.9 | 1.0 | 10 | 3.6×10^3 | |
| | 平成 23 年度 | 7.2～7.9 | 11.0 | 1.0 | 1.1 | 4 | 1.9×10^3 | |
| | 平成 24 年度 | 7.5～7.8 | 9.9 | 1.5 | 1.4 | 9 | 5.1×10^3 | |
| | 平成 25 年度 | 7.0～7.7 | 10.0 | 1.1 | 1.2 | 4 | 1.2×10^4 | |
| | 平成 26 年度 | 7.3～7.6 | 9.7 | 0.9 | 0.6 | 5 | 2.2×10^4 | |
| | 平成 27 年度 | 7.5～8.1 | 10.0 | 0.6 | <0.5 | 5 | 1.9×10^3 | |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）
公共用水域の水質等測定結果報告書（平成 27 年度）

- ※1) 溶存酸素量（Dissolved oxygen）の略。水中に溶解している分子状の酸素をいい、濃度は mg/l で表される。酸素の溶ける量は、ごくわずかであるが、溶存酸素は水域の自浄作用にとって不可欠である。
- ※2) 生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
- ※3) 浮遊物質（suspended solids）の略。水中に浮遊する小粒子物質。動物性プランクトン、生物の死骸とその断片、排泄物などの有機物、砂・泥などの無機物のほか各種の人口汚染物からなる。
- ※4) n 個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の値をいう。

●水質調査結果（続き）●

| 地点 | 年度 | 項目 | pH | DO ^{*1)} | BOD ^{*2)} | | SS ^{*3)} | 大腸菌群数 |
|----------|----------|---------|--------|-------------------|---------------------|----|---------------------|-------|
| | | 最小～最大 | 平均 | 日間平均値 | | 平均 | 平均 | |
| | | | | 平均 | 75%値 ^{*4)} | | | |
| — | (mg/l) | (mg/l) | (mg/l) | (mg/l) | (MPN/100ml) | | | |
| 芦田橋(加古川) | 平成 19 年度 | 6.9~7.2 | 10.0 | 0.6 | 0.6 | 3 | 5.5×10 ³ | |
| | 平成 20 年度 | 6.9~7.1 | 10.0 | 0.6 | 0.7 | 3 | 3.4×10 ³ | |
| | 平成 21 年度 | 6.1~7.1 | 9.7 | 0.6 | 0.7 | 2 | 4.6×10 ³ | |
| | 平成 22 年度 | 6.1~7.1 | 9.9 | 0.7 | 0.6 | 3 | 2.7×10 ³ | |
| | 平成 23 年度 | 6.8~7.4 | 11.0 | 0.6 | 0.6 | <1 | 5.7×10 ² | |
| | 平成 24 年度 | 6.9~7.4 | 9.9 | 0.7 | 0.8 | 4 | 5.1×10 ³ | |
| | 平成 25 年度 | 6.3~7.3 | 11.0 | 0.9 | 1.1 | 1 | 3.3×10 ³ | |
| | 平成 26 年度 | 7.3~7.5 | 10.0 | 0.5 | <0.5 | <1 | 1.2×10 ³ | |
| | 平成 27 年度 | 7.6~8.3 | 10.0 | 0.5 | <0.5 | 1 | 9.3×10 ² | |
| 錦橋(加古川) | 平成 19 年度 | 6.6~7.2 | 9.8 | 0.7 | 0.7 | 3 | 7.8×10 ³ | |
| | 平成 20 年度 | 6.9~7.1 | 10.0 | 0.8 | 0.9 | 3 | 4.0×10 ³ | |
| | 平成 21 年度 | 6.2~7.1 | 9.4 | 0.8 | 0.9 | 2 | 6.2×10 ³ | |
| | 平成 22 年度 | 6.2~7.1 | 9.6 | 0.7 | 0.8 | 2 | 4.3×10 ³ | |
| | 平成 23 年度 | 6.9~7.3 | 10.0 | 0.7 | 0.7 | 3 | 4.6×10 ³ | |
| | 平成 24 年度 | 7.0~7.4 | 9.6 | 0.8 | 0.8 | 6 | 4.5×10 ³ | |
| | 平成 25 年度 | 6.4~7.4 | 11.0 | 0.9 | 1.1 | 3 | 2.2×10 ³ | |
| | 平成 26 年度 | 7.3~7.3 | 9.6 | 0.7 | 0.7 | 2 | 8.3×10 ² | |
| | 平成 27 年度 | 7.5~8.0 | 11.0 | 0.8 | 0.6 | 1 | 3.7×10 ³ | |
| 山崎橋(加古川) | 平成 19 年度 | 6.6~7.2 | 9.6 | 1.0 | 1.3 | 3 | 4.8×10 ³ | |
| | 平成 20 年度 | 7.0~7.2 | 9.4 | 1.1 | 1.3 | 3 | 6.3×10 ³ | |
| | 平成 21 年度 | 7.0~7.1 | 8.7 | 1.0 | 1.0 | 3 | 6.3×10 ³ | |
| | 平成 22 年度 | 6.9~8.0 | 10.0 | 1.0 | 1.2 | 4 | 4.8×10 ³ | |
| | 平成 23 年度 | 6.9~7.6 | 9.6 | 1.3 | 1.6 | 3 | 3.2×10 ³ | |
| | 平成 24 年度 | 7.2~7.6 | 9.4 | 0.9 | 1.1 | 5 | 2.2×10 ⁴ | |
| | 平成 25 年度 | 6.9~7.7 | 8.9 | 0.9 | 1.1 | 9 | 5.8×10 ³ | |
| | 平成 26 年度 | 7.6~7.8 | 9.7 | 0.5 | <0.5 | 4 | 4.3×10 ³ | |
| | 平成 27 年度 | 7.4~8.1 | 9.9 | 0.6 | 0.5 | 3 | 5.0×10 ³ | |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）
公共用水域の水質等測定結果報告書（平成 27 年度）

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

（改正 平成 28 年環境省告示第 37 号）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）。

●生活環境の保全に関する環境基準(河川)●

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|------------------|-------------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 50MPN/10 OmL 以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | 5,000MPN/ 100mL 以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/l 以下 | 50mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/l 以下 | 100mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/l 以下 | ごみ等の浮遊 が認められないこと。 | 2mg/l 以上 | — |

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ず。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ず。）。

（注）

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 騒音

本市では、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて、柏原町母坪（国道 176 号線）、柏原町柏原（国道 176 号線）、氷上町市辺（県道青垣柏原線）、氷上町棧敷（県道青垣柏原線）、春日町朝日（国道 175 号線）、山南町井原（国道 175 号線）、氷上町横田（国道 175 号線）、春日町国領（舞鶴若狭自動車道）、柏原町拳田（県道稲畑柏原線）、山南町下滝（県道篠山山南線）の計 10 地点で道路交通騒音の測定が行われています。

環境基準は、平成 19～20 年度に氷上町市辺、平成 25 年度に氷上町棧敷、平成 19 年度に春日町朝日、平成 24 年度に山南町井原、平成 26 年度に山南町下滝で達成していません。

要請限度は、測定が行われた全てについて達成しています。

●道路交通騒音測定結果●

| 年度 | 路線名 | 観測地点 | 車線数 | 環境基準類型 | 等価騒音レベル dB(A) | | 環境基準の達成状況 | | 要請限度 | |
|----------|-------------|--------|-----|--------|------------------|----|-----------|----|------|----|
| | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 平成 19 年度 | 国道 176 号 | 柏原町母坪 | 2 | - | 67 | 64 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 20 年度 | | | 2 | - | 68 | 65 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 21 年度 | | | 2 | B | 68 | 63 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 22 年度 | | | 2 | B | 67 | 62 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 23 年度 | | | 2 | B | 67 | 62 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 24 年度 | | | 2 | B | 67 | 62 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 24 年度 | | 柏原町柏原 | 2 | C | 65 | 59 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 25 年度 | | 柏原町母坪 | 2 | B | 64 | 59 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平成 26 年度 | | 柏原町南多田 | 2 | B | 64 | 59 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 19 年度 | 県道 青垣柏原線 | 氷上町市辺 | 2 | - | 71 | 64 | × | ○ | - | - |
| 平成 20 年度 | | | 2 | - | 72 | 64 | × | ○ | - | - |
| 平成 21 年度 | | | 2 | C | 68 | 59 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 22 年度 | | | 2 | C | 68 | 60 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 23 年度 | | | 2 | C | 66 | 58 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 25 年度 | | 氷上町棧敷 | 2 | B | 70 | 60 | × | ○ | - | - |
| 平成 26 年度 | | 青垣町佐治 | 2 | B | 62 | 52 | ○ | ○ | - | - |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）

注）測定が行われた年度のみ記載。

要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載

●道路交通騒音測定結果（続き）●

| 年度 | 路線名 | 観測地点 | 車線数 | 環境基準 類型 | 等価騒音 レベル dB(A) | | 環境基準 の達成状況 | | 要請限度 | |
|----------|--------------|-------|-----|------------|----------------------|----|---------------|----|------|----|
| | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 平成 19 年度 | 国道 175 号 | 春日町朝日 | 2 | - | 73 | 69 | × | × | - | - |
| 平成 20 年度 | | | 2 | - | 68 | 65 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 21 年度 | | | 2 | C | 67 | 63 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 22 年度 | | | 2 | C | 67 | 62 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 23 年度 | | | 2 | C | 67 | 63 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 24 年度 | | 山南町井原 | 2 | C | 70 | 67 | ○ | × | - | - |
| 平成 25 年度 | | 氷上町横田 | 2 | C | 60 | 53 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 19 年度 | 舞鶴若狭 自動車道 | 春日町国領 | 4 | - | 58 | 53 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 20 年度 | | | 4 | - | 58 | 51 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 21 年度 | | | 4 | B | 57 | 51 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 22 年度 | | | 4 | B | 60 | 56 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 23 年度 | | | 4 | B | 59 | 54 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 24 年度 | 県道稲畑柏原 線 | 柏原町拳田 | 2 | C | 65 | 56 | ○ | ○ | - | - |
| 平成 26 年度 | 県道篠山山南 線 | 山南町下滝 | 2 | C | 66 | 58 | × | ○ | - | - |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）

注）測定が行われた年度のみ記載。

要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載。

騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）

（改正 平成 24 年 3 月環境省告示第 54 号）

| 地域の類型 | 基準値 | | 各類型を当てはめる地域 |
|--------|-----------|-----------|----------------|
| | 昼間 | 夜間 | |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 | 各都道府県知事が指定する地域 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | |

（注）

1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設などが集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|-----------|-----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として開けた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

自動車騒音に係る要請限度（平成 12 年 3 月総理府令第 15 号）

（改正 平成 23 年 11 月環境省令第 32 号）

| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|-------|---|---------|---------|
| | | 昼間 | 夜間 |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. a 区域 専ら住居の用に供される区域
2. b 区域 主として住居の用に供される区域
3. c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

4 振動

本市では、柏原町母坪（国道 176 号線）で道路交通振動の測定が行われています。

要請限度は、いずれの年度も達成しています。

●道路交通振動測定結果●

| 年度 | 調査地点 (路線名) | 区域 区分 | 測定結果 (dB) | | 要請限度値適合状況 | |
|----------|----------------------|----------|-----------|-----|-----------|----|
| | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 平成 19 年度 | 柏原町母坪 (国道 176 号線) | 2 | 36 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 20 年度 | | | 37 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 21 年度 | | | 36 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 22 年度 | | | 36 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 23 年度 | | | 35 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 24 年度 | | | 36 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 25 年度 | | | 34 | <30 | ○ | ○ |
| 平成 26 年度 | | | | | | |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）

注）網掛け部分は測定が行われなかった年度

道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）

（改正 平成 23 年 11 月環境省令第 32 号）

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 | 夜間 (dB) |
|---------|---------|---------|---------|
| | 第 1 種区域 | | 65 デシベル |
| 第 2 種区域 | | 70 デシベル | 65 デシベル |

備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
2. 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

5 悪臭

悪臭は、日常生活において感知され、不快感、嫌悪感などを与えるにおいでです。悪臭物質は、一般的に低い濃度でも不快感を与えることや、多種類の臭気物質の混合気体として大気中に拡散することが多く、苦情の解決を一層困難にしています。

本市の悪臭に関する苦情件数は、平成 27 年度は 1 件あり、過去 10 年間の推移をみると減少傾向にあります。

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（昭和 48 年 4 月 1 日告示第 544 号の 35）

| 項目 | 敷地境界の規制基準 | | | 排出口の規制基準項目 | 排出水の規制基準項目 | |
|----|--------------|------|-------|------------|------------|---|
| | 規制基準項目 | 順応地域 | 一般地域 | | | |
| 1 | アンモニア | ○ | 5 | 1 | ○ | |
| 2 | メチルメルカプタン | ○ | 0.01 | 0.002 | | ○ |
| 3 | 硫化水素 | ○ | 0.2 | 0.02 | ○ | ○ |
| 4 | 硫化メチル | ○ | 0.2 | 0.01 | | ○ |
| 5 | 二硫化メチル | ○ | 0.1 | 0.009 | | ○ |
| 6 | トリメチルアミン | ○ | 0.07 | 0.005 | ○ | |
| 7 | アセトアルデヒド | ○ | 0.5 | 0.05 | | |
| 8 | プロピオンアルデヒド | ○ | 0.5 | 0.05 | ○ | |
| 9 | ノルマルブチルアルデヒド | ○ | 0.08 | 0.009 | ○ | |
| 10 | イソブチルアルデヒド | ○ | 0.2 | 0.02 | ○ | |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | ○ | 0.05 | 0.009 | ○ | |
| 12 | イソバレルアルデヒド | ○ | 0.01 | 0.003 | ○ | |
| 13 | イソブタノール | ○ | 20 | 0.9 | ○ | |
| 14 | 酢酸エチル | ○ | 20 | 3 | ○ | |
| 15 | メチルイソブチルケトン | ○ | 6 | 1 | ○ | |
| 16 | トルエン | ○ | 60 | 10 | ○ | |
| 17 | スチレン | ○ | 2 | 0.4 | | |
| 18 | キシレン | ○ | 5 | 1 | ○ | |
| 19 | プロピオン酸 | ○ | 0.2 | 0.03 | | |
| 20 | ノルマル酪酸 | ○ | 0.006 | 0.001 | | |
| 21 | ノルマル吉草酸 | ○ | 0.004 | 0.0009 | | |
| 22 | イソ吉草酸 | ○ | 0.01 | 0.001 | | |

注) 順応地域：主として工業の用に供される地域でその他悪臭に対する順応が見られる地域
一般地域：順応地域以外の地域

6 土壌汚染

土壌汚染は、一般に有害物質が水や大気を通じてまたは直接的に土壌にもたらされることで生じるものであり、いったん生じてしまうと排出源がなくなっても汚染が容易に解消されません。

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

（改正 平成26年4月環境省告示第44号）

| 項目 | 環境上の条件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液1 lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1 lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1 lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1 lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1 lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1 lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1 lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1 lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1 lにつき0.1mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1 lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1 lにつき1 mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1 lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1 lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1 lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1 lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1 lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1 lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1 lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1 lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1 lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1 lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1 lにつき1 mg以下であること。 |

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(び)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

7 ダイオキシン類

本市では、大気、河川の水質及び底質のダイオキシン類^{※1)}がそれぞれ柏原観測所、竹田川広田橋で測定されています。また、土壌、地下水のダイオキシン類は、各年度に異なった地点で測定されています。

環境基準は、いずれの年度、項目も達成しています。

●大気・河川のダイオキシン類測定結果●

| 項目 年度 | 大気 | 河川(水質) | 河川(底質) |
|----------|--------------------------|------------|------------|
| | (pg-TEQ/m ³) | (pg-TEQ/L) | (pg-TEQ/g) |
| 平成 19 年度 | 0.013 | 0.078 | 0.26 |
| 平成 20 年度 | 0.010 | - | - |
| 平成 21 年度 | 0.009 | - | - |
| 平成 22 年度 | 0.010 | 0.074 | 0.24 |
| 平成 23 年度 | 0.010 | - | - |
| 平成 24 年度 | 0.009 | - | - |
| 平成 25 年度 | 0.029 | - | - |
| 平成 26 年度 | 0.012 | - | - |

出典：兵庫県環境白書（平成 20 年度版～平成 27 年度版）

注）大気の調査地点は柏原総合庁舎測定局、河川は竹田川広田橋

- は調査が実施されていないことを示す。

※1) ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含む有機塩素系化合物の生成過程や廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成する化学物質である。生殖、脳、免疫系などに対して影響があることが懸念されており、研究が進められている。日本において、日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号）

（改正 平成 21 年環境省告示第 11 号）

| 媒体 | 基準値 | 測定方法 |
|---------------|-----------------------------|---|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 | 日本工業規格 K0312 に定める方法 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 | 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。） |

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注)

1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

資料 2 丹波市環境審議会名簿

審議会委員

(任期: H28.7.1～H30.6.30)

| | 選出区分 | 所 属 団 体 等 | 役 職 等 | 氏 名 | 分 類 | 備 考 | |
|----|----------------------|--------------------------|--------------------|--------|--------|------|--|
| 1 | 市内の 公共的団体の 代表者 | 丹波市商工会 | 会長 | 大地 但 | 全般 | | |
| 2 | | 丹波市農業委員会 | 会長 | 石塚 和三 | 自然環境 | | |
| 3 | 識見を 有する者 | 丹波市自治会長会 | 副会長 | 西安 五月 | 全般 | | |
| 4 | | 丹波市教育委員会 | 委員 | 中村 美穂 | 全般 | | |
| 5 | | 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 | 教授 | 近藤 明 | 全般 | 会長 | |
| 6 | | 兵庫県森林動物研究センター 兵庫県立大学 | 研究部長 教授 | 横山 真弓 | 自然環境 | | |
| 7 | | 兵庫県丹波県民局 | 県民交流室室長補 佐兼環境課長 | 木下 勝功 | 全般 | | |
| 8 | | 丹波市森林組合 | 参事兼業務課長 | 高見 利弘 | 自然環境 | | |
| 9 | | 丹波ひかみ森林組合 | 林務課長 | 藤原 誠 | 自然環境 | | |
| 10 | | 丹波市公害防止対策推進協議会 | 会長 | 木下 公彦 | 生活環境 | | |
| 11 | | 丹波市保健衛生推進協議会 | 理事 | 足立 かず子 | 生活環境 | | |
| 12 | | 丹波自然友の会・丹波佐治川自然の会 | 代表 | 長井 克己 | 自然環境 | 副会長 | |
| 13 | | 丹波地域のホトケドジョウを守る会 | 会長 | 山科 ゆみ子 | 自然環境 | | |
| 14 | | 公募による市民 | NPO法人 森の都研究所 | 代表理事 | 宮川 五十雄 | 自然環境 | |

諮問第15号

丹波市環境審議会

第2次丹波市環境基本計画について（諮問）

丹波市では、丹波市環境基本条例の基本理念の実現を図るため、平成19年3月に丹波市環境基本計画（第1次）を策定し、「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち」を目標像として、環境の保全と創造のための施策に取り組んできました。

しかしながら、平成26年8月の丹波市豪雨災害により、256ヵ所に及ぶ土砂災害が発生し、その背景には、少子高齢化、過疎化による担い手不足など社会情勢の変貌により、森林・農地が荒廃し、減災や水源涵養など多面的な機能が失われたことが原因であるとも言われています。

今後、人口減少社会にあつて、さらに大きく社会情勢が変化する中で、低炭素で循環型の自然共生社会を目指し、地球温暖化、生物多様性の保全など、環境施策の進捗度合を客観的に判断しながら、多様化・複雑化する環境課題に適切に対応することが求められています。

以上のことから、平成29年度から向こう10年間の指針となる、第2次環境基本計画の策定について、丹波市環境基本条例（平成16年丹波市条例第141号）第24条の規定により諮問します。

平成28年3月23日

丹波市長 辻 重五郎



平成 29 年 2 月 22 日

丹波市長 谷口 進一 様

丹波市環境審議会
会 長 近藤明

第 2 次丹波市環境基本計画について（答申）

平成 28 年 3 月 23 日付け諮問第 15 号をもって諮問された第 2 次丹波市環境基本計画の策定について、別添の「第 2 次丹波市環境基本計画（案）」のとおり答申いたします。

この基本計画を取りまとめる過程においては、本市の現状と課題の調査・分析を踏まえ、これらの基本的な方向性及び目標について慎重に審議を重ねてまいりました。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の審議会意見に十分配慮され、丹波市の目指すべき将来像「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち」の実現に向け、4 つの基本目標に対する積極的な取り組みが展開されますことを希望します。

記

1 計画の周知と多様な主体との連携

この基本計画の「市の目指すべき将来像」を実現するためには、市民、事業者、市の協働が必要不可欠であり、計画の内容を幅広く市民に正しく浸透させるための周知方法を検討し、多様な主体と連携して協力関係を構築できるように努められたい。

2 効果的な計画の推進

この基本計画は、地球環境の保全を含めた丹波市環境基本条例の基本理念・基本方針を反映させたものであり、市民や市民団体、事業者等の意見を傾聴されるとともに、市民活動への支援、地域づくり事業等により本計画の効果的な推進について特段の配慮をなされたい。

3 着実な計画の推進

この基本計画を着実に推進するため、進行管理の組織体制を基に、PDCA サイクルを確立し、適切な進捗管理により計画の実効性を確保されたい。

4 環境課題への積極的な対応

この基本計画の推進にあたっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全と創造、生物多様性の保全など、環境施策の進捗状況を検証しながら、複雑・多様化する環境課題解決のための取り組みについて積極的な対応を図られたい。